

地域活動における個人情報の利用と保護

～利用してこそ活かされる個人情報～

地域活動を行なうときに、個人情報の取り扱いについて悩んだことはありませんか。たとえば、

- 何が個人情報なのか分からない
- 地域で名簿や連絡網が作りづらくなった
- 名簿の適切な管理はどうしたらいいのか
- 地域行事の写真は自由に使っていいのか
- 過剰反応に対する対応は
- 個人情報を紛失したときはどうすればいいのか

この講演会は、身近な事例から地域活動における個人情報の利用と保護について学ぶ講演会です。ぜひご参加ください！



▽ 日 時 平成**20**年**7**月**19**日 (土) 午後**2**時～**4**時

(1時45分開場) ※ 質疑応答含む

▽ 場 所 多摩市立関戸公民館 第1・第2学習室

(聖蹟桜ヶ丘駅前 ヴィータ・コミュニネ8階)

▽ 対 象 町会・自治会・管理組合、商店会、市民団体、NPO団体、民生委員、老人会、近隣事業者、その他地域活動を行っている方など、どなたでも

▽ 講 師 むらい ゆういち
村井 祐一 氏

田園調布学園大学人間福祉学部地域福祉学科福祉情報コース教授。
日本福祉介護情報学会(JISSI)理事、福祉ネットワーク相模原(知的障害者施設オンブズマン)スーパーバイズオンブズマン、川崎市麻生区、宮前区、横浜市緑区、相模原市、東京都瑞穂町の地域福祉計画策定委員、川崎市社会教育委員、他多数。

著書に「社会福祉・介護事業現場における個人情報保護と情報共有の手引き」(東京都社会福祉協議会 2006)「利用者支援向上のための社会福祉施設・事業者の情報化」(東京都社会福祉協議会 2005)

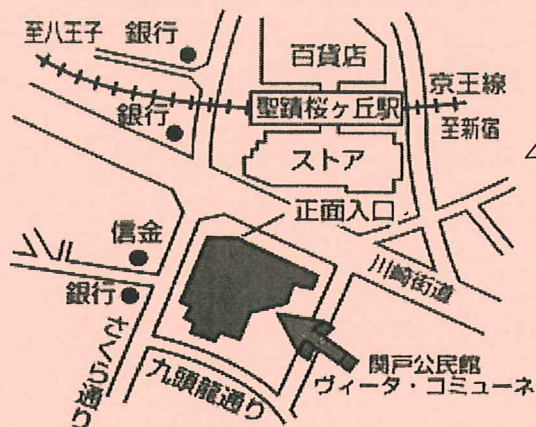
▽ 定 員 **96名**(当日先着順。事前申込不要。直接会場へ)

▽ 手話通訳 **有 り**(事前申込不要です。直接会場へ)

▽ 参加費 **無 料**

お問合せ 多摩市役所 総務部文書法制課 文書公開係
☎ 042-338-6829 (直通) FAX 042-371-2008

会場のご案内



交通案内

聖蹟桜ヶ丘駅より徒歩1分。
多摩センター駅、永山駅より聖蹟桜ヶ丘駅
行きのバス乗車で聖蹟桜ヶ丘駅下車。
※ ご来場の際には、公共交通機関をご
利用ください。

会場

ヴィータ・コミュニエ8階
多摩市立関戸公民館 第1・第2学習室

お知らせ

個人情報保護法・多摩市個人情報保護条例のご案内

多摩市では、平成17年4月の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行にあわせて、取扱者や委託業者に対する罰則を強化するなど、個人情報の保護の取組みを充実した改正を行い、平成17年4月から施行しています。

【個人情報保護条例の概要】

■ 罰則の強化

市職員、業務の受託者とその従業員が個人情報を漏洩、不正利用、目的外利用等を行った場合、一律に「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」であったものを、最高で「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」とし、個人情報の漏洩を未然に防止するために罰則を強化しました。

■ 民間事業者に対する意識啓発・指導

民間事業者に対し、意識啓発・指導等を行うとともに、市民の皆さんから事業者に対する苦情の解決が図られるよう、あっせんします。

⇒ 詳しくは…多摩市公式ホームページをご覧ください。

<http://www.city.tama.lg.jp/>

【個人情報保護法で定める個人情報取扱事業者のルールと罰則】

■ 個人情報取扱事業者のルール

個人情報取扱事業者は、次のルールを守らなければなりません。

- 個人情報の利用・取得に関するルール
- 個人情報の適正・安全な管理に関するルール
- 個人情報の第三者提供に関するルール
- 個人情報の開示等に応じるルール

■ 個人情報取扱事業者に対する罰則

個人情報取扱事業者が不適正な個人情報の取り扱いを行った場合で、主務大臣の勧告・命令に従わなかった場合には、「6カ月以下の懲役又は30万円以下」の罰則が課せられます。

⇒ 詳しくは…内閣府国民生活局ホームページをご覧ください。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

